注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、伊豆の国市役所又は静岡地方法務局沼津支局に照会すること。

平成二十八年六月六日

法務大臣　岩城　光英

静岡県田方郡韮山村南條三十三番地　渡邊喜代松

○財務省告示第百七十四号

物価連動国債の取扱いに関する省令第四条に規定する者を定める件（平成十六年二月財務省告示第七十八号）は、廃止する。

平成二十八年六月六日

財務大臣　麻生　太郎

○厚生労働省告示第二百四十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（インディアナ州を除く。）」を「アメリカ合衆国（ミズーリ州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第千二百八十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月六日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社ガス検中部	静岡県静岡市駿河区中島一番地の一	静岡事業所 静岡県静岡市駿河区中野新田七百二十三番地二百六十五 春日井事業所 愛知県春日井市十三塚町五番十五	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までで規定する特定施設の保安検査を行うての指定	神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県	平成二十八年五月二日

経済産業大臣　林　幹雄

○経済産業省告示第百七十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月六日

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
			一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までで規定する特定施設（空気、酸素、二酸化炭素、窒素、フルオロカーボン、ヘリウム、アルゴン、メタン、アンモニア、アセチレン、水素、プロパン、プロピレン、天然ガスに係る製造施設（製造設備が液化天然ガスタンドである製造施設を除く。）の保安検査を行うての指定	平成二十八年五月二日	

○原子力規制委員会告示第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の二十六の二第一項の規定により、平成二十八年五月二十五日次のとおり特定容器等の型式の設計について型式証明した。

平成二十八年六月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

型式証明の番号	特定容器等の種類	特定容器等の名称及び型式	特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件	申請書に記載のとおり。
M－DPC－16001	金属製の乾式キャスク	MSF－21P型	三菱重工業株式会社　東京都港区港南二丁目16番5号　取締役社長　宮永　俊一		